

岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について

1 計画書改定理由

土地利用基本計画は、国土利用計画全国計画及び同都道府県計画を基本とすることとされているが、昨年7月に国土利用計画岩手県計画を改定したことから、岩手県土地利用基本計画について見直すもの。

2 計画策定の根拠

都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。（国土利用計画法（以下「法」という。）第9条第1項）

3 計画の内容

(1) 計画書

- ・ 国土利用計画の国土の利用に関する基本構想その他の計画事項を踏まえ、土地利用の調整等に関する事項について定めることとされている。（法第9条第3項）
- ・ 構成（目次）及び記載内容については、土地利用基本計画作成要領（昭和53年12月1日付け53国土利第411号国土庁土地局長通知）にて示されており、本県の土地利用基本計画（以下「現計画」という。）は、作成要領に基づいた構成となっている。（別紙参照）
- ・ 現計画の「1 土地利用の基本方向」は、国土利用計画（岩手県計画）の内容を基に定めている。
- ・ 現計画の「2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」は、作成要領に示された内容に沿って定めている。
- ・ 現計画の「3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」については、現在本県では該当する計画はない。

(2) 計画図

- ・ 縮尺5万分の1の地形図により、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」を定める。（法第9条第2項、同法施行令第2条）
- ・ それぞれの地域区分に対応する個別規制法に基づく地域・区域の指定基準を考慮して、適切かつ合理的に定めることとされ、本県においては、個別規制法を所管する部局との十分な協議・調整を経て定めている。（計画全体の改定に合わせて行うものではなく、基本的に毎年度見直しをするもの。）

4 改定スケジュール

- (1) 本日の「第61回岩手県国土利用計画審議会」において、改正の基本的方向を説明。
- (2) 平成29年6～7月に、「第62回審議会」を開催し、計画（案）を説明。
- (3) その後、国との事前調整等を経て、審議会の答申を受け、平成29年度中に計画書を改定したい。

5 改定イメージ

現行計画を基本としつつ、国土利用計画岩手県計画（第五次）の「県土の利用に関する基本構想」の内容を反映することとし、東日本大震災津波からの復興の着実な推進や、その経験を踏まえた安全性の強化について新たに記述することとしたい。

土地利用基本計画作成要領（抜粋）	現計画	国土利用計画岩手県計画（第四次）	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>5 計画書の表示</p> <p>(1) 計画書には、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等を記載するものとする。</p> <p>(2) 土地利用の基本方向については、国土利用計画の「国土の利用に関する基本構想」その他の計画事項に示された国土利用の基本方向の要旨及び五地域のそれぞれの設定の主旨に基づき、それぞれの関係制度の運用基準からみた土地利用上の基本的事項等について記載するものとする。</p> <p>(3) (略) 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針を検討するに当たっての参考事項を例示すれば別紙2のとおりである。</p> <p>(4) 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画については、相当規模にわたる面的広がりを持つ公的機関を主体とする開発保全整備計画につき、その位置、事業目的、規模等を別表に掲げ、当該計画が土地利用上配慮されるべきものであることを記載することができるものとする。</p> <p>(5) 計画書の目次を例示すれば別紙3のとおりである。</p> <div data-bbox="166 1178 744 1913" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別紙3</p> <p>前文 土地利用基本計画策定の趣旨</p> <p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p>(2) 土地利用の原則</p> <p>① 都市地域</p> <p>② 農業地域</p> <p>③ 森林地域</p> <p>④ 自然公園地域</p> <p>⑤ 自然保全地域</p> <p>2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</p> <p>(1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等</p> <p>(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項</p> <p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</p> </div>	<p>目次は、作成要領（別紙3）に基づいている。</p> <p>岩手県土地利用基本計画書目次</p> <p>前文 土地利用基本計画策定の趣旨</p> <p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p>ア 土地需要の量的調整</p> <p>イ 県土利用の質的向上</p> <p>ウ 県土利用の総合的マネジメント</p> <p>エ 地方分権の進展に対応した県土利用</p> <p>(2) 土地利用の原則</p> <p>ア 都市地域</p> <p>イ 農業地域</p> <p>ウ 森林地域</p> <p>エ 自然公園地域</p> <p>オ 自然保全地域</p> <p>2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画（該当なし）</p>	<p>国土利用計画岩手県計画（第四次）目次</p> <p>前文</p> <p>1 県土利用の現状と課題</p> <p>2 県土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>ア 土地需要の量的調整</p> <p>イ 県土利用の質的向上</p> <p>ウ 県土利用の総合的マネジメント</p> <p>エ 地方分権の進展に対応した県土利用</p> <p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <p>3 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 県土の利用に応じた規模の目標</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>4 2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>(1) 公共の福祉の優先</p> <p>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</p> <p>(3) 県土の保全と安全性の確保</p> <p>(4) 世界に誇れる「岩手の環境」の実現と美しい景観の形成</p> <p>(5) 土地利用転換の適正化</p> <p>(6) 土地の有効利用の促進</p> <p>(7) 多様な主体の連携・協働による県土管理の推進</p> <p>(8) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発</p> <p>(9) 指標の活用</p>	<p>国土利用計画岩手県計画（第五次）目次</p> <p>前文</p> <p>1 県土利用の現状と課題</p> <p>2 県土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>ア 県民の暮らしを支える県土利用</p> <p>イ 自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用</p> <p>ウ 安全・安心を実現する県土利用</p> <p>エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</p> <p>オ 県土の有効利用に向けた多様な主体の参画</p> <p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <p>3 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 区分ごとの規模の目標</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>4 2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>(1) 土地利用関連法制等の適切な運用</p> <p>(2) 県土の保全と安全性の確保</p> <p>(3) 持続可能な県土の管理</p> <p>(4) 恵み豊かな環境と人間の営みの両立</p> <p>(5) その他土地の有効利用の促進</p> <p>(6) 土地利用転換の適正化</p> <p>(7) 県土に関する調査の推進</p> <p>(8) 計画の効果的な推進</p> <p>(9) 多様な主体の連携・協働による県土の有効利用</p>

別紙 2

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を検討するにあたっての参考事項

第 1 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等（5の（3）のア）

1 都市地域 — 農業地域

（1）市街化区域及び用途地域（市街化区域内の用途地域を除く。以下同じ。）以外の都市地域 — 農用地区域

農用地としての利用を優先するものとする。

（2）市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 農用地区域以外の農業地域

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

2 都市地域 — 森林地域

（1）都市地域 — 保安林の区域

保安林としての利用を優先するものとする。

（2）市街化区域及び用途地域 — 保安林の区域以外の森林地域

原則として、都市的な利用を優先するのが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

（3）市街化区域及び用途地域以外の都市地域 — 保安林の区域以外の森林地域

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

3 都市地域 — 自然公園地域

（1）市街化区域 — 自然公園地域

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

（2）市街化調整区域 — 特別地域

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

（3）市街化調整区域 — 特別地域以外の自然公園地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

4 都市地域 — 自然保全地域

（1）市街化調整区域 — 特別地区

自然環境としての保全を優先する。

（2）市街化調整区域 — 特別地区以外の自然保全地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5 農業地域 — 森林地域

（1）農業地域 — 保安林区域

保安林としての利用を優先するものとする。

（2）農用地区域 — 保安林区域以外の森林地域

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

（3）農用地区域以外の農用地域 — 保安林と区域以外の森林地域

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

6 農業地域 — 自然公園地域

(1) 農業地域 — 特別地域

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

(2) 農業地域 — 特別地域以外の自然公園地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域 — 自然保全地域

(1) 農業地域 — 特別地区

自然環境としての保全を優先するものとする。

(2) 農業地域 — 特別地区以外の自然保全地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域 — 自然公園地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域 — 自然保全地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

第2 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項（5の（3）のイ）

対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
都市地域と 農業地域	〇〇市	混住化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る。
	〇〇市〇〇地域	
	〇〇町	
1 都市地域と 農業地域	〇〇市	新たな道路等の整備等に伴い土地利用の混在が予想されることから、事務所・店舗等用地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地及び森林の集団的な保全・利用を図る。
2 都市地域と 森林地域	〇〇町	
	〇〇町〇〇地域	
1 都市地域と 森林地域	〇〇市〇〇地域	新たな利用施設の整備等に伴い土地利用の混在が予想されることから、施設用地等に係る土地利用転換を計画的に整序・誘導し、森林の集団的な保全・利用及び自然景観の保全を図る。
2 都市地域と 自然公園地域	〇〇町	

(注) 1 「対象となる五地域の重複の組合せ」は、例えば、都市地域と農業地域が重複し、さらにこれに加えて部分的に森林地域が重複している場合には、「1 都市地域と農業地域 2 都市地域と森林地域」と記載すること。

2 「特に土地利用の調整が必要と認められる地域」は、旧市町村単位以上で設定すること。

3 「土地利用調整上留意すべき基本的事項」で用いる地目別区分は、農地、採草放牧地、森林及び原野並びに住宅地、工業用地、事務所・店舗等用地、その他（公用・公共施設用地等）、保護施設用地及びこれらを総称する施設用地とすること。また、面積表示は行わないこと。